

ながはまし農業委員会だより



新規就農者 福永 利一郎 さん

撮影日:令和8年1月31日

地域:永久寺町

屋号:長浜ストロベリースタジオ

品目:いちご(12月~5月)

福永さんは、農業大学校でいちごの栽培技術を学び、現在は長浜市で生産、販売を行っています。P4「新規就農者を紹介します」にて、福永さんのインタビュー記事を掲載しています。

《記事の内容》

- ▽ 市当局と意見交換 -意見書の回答- P2~3
- ▽ 新規就農者を紹介します P4
- ▽ 県外研修をおこなって P5
- ▽ 農地を転用するときは農地法の許可が必要ですよ! P6
- ▽ 農地賃借料情報について、農家のつづやき P7
- ▽ 売りたい・貸したい農地の情報を登録しませんか? P8

市当局と意見交換

— 農業施策に関する意見書の回答 —

長浜市農業委員会は12月24日に、市当局の関係課と「農政懇談会」を開催しました。これは、9月25日に市に提出した「令和8年度 農業施策に関する意見書」に対する回答をいただき、意見交換を行ったものです。

今年度、新たに市に提出した意見に対する市当局の回答を、一部抜粋してご紹介します。

農地利用の最適化に関する意見

(1) 地域計画に基づく農地の集積・集約化の推進

① 地域の未来図となる「地域計画」に向けて【新規】



地域の理解が不十分な地域計画は、地域の実情を踏まえた計画として早期に見直しができるよう、市が積極的に主体的な役割を果たされ、引き続き関係機関と連携した各地域への指導助言等をお願いします。

【回答】本市としましては、令和5年度・6年度に農業委員会で作成いただいた素案を基に、法期限である令和7年3月末までの短期間に本市全域で214計画を策定する必要があったため、10年後の耕作者の見込みにまで踏み込めていない集落が多くあることは

認識しております。



そのため、今後、集約化に向けた話し合いが必ずと考えられる144計画につきまして、本年度から5年間かけ、集落において「地域計画」を基にした話し合いの機会を設け、農業委員会、県、JA及び農地中間管理機構等関係機関と連携して農地の集積・集約化を進めてまいります。

また、各集落での話し合いにおきまして、守るべき農地の範囲や耕作者を決めていくこととしており、各集落等地域の実情に合わせた農地利用が図れるよう、地域の農業者の意見を十分にお聞きしながら、計画のブラッシュアップを進めてまいります。

回答の全文は、農業委員会のホームページでご覧いただけます。



持続可能な農業に向けた意見

(1) 持続可能な農業経営に向けて

① 後継者育成のための支援について

【新規】

農業従事者の高齢化が進むなか、小規模農家を含め中規模・大規模農家の離農や集落営農組合の解散を防ぐためには後継者の育成が不可欠となります。経営体の規模や形態にかかわらず後継者を育成していくためには、労働環境の整備、賃金や技能取得のための研修等、人材育成のためには、事業主に対する支援も必要であり、将来を見据えて人材確保に容易に取り組むことができる環境整備が求められます。

そこで、後継者育成に必要な費用等の助成制度の創設等、農業者を育てる仕組みを充実されるよう取組をお願いします。

また、意欲のある若い世代や移住者、定年帰農者などの人材を確保するため、積極的に新規就農者を発掘する施策も併せて検討され、就農段階に応じた継続的な支援体制の整備や市独自の支援制度の確立を図られるようお願いいたします。

【回答】本市としましては、後継者の確保につきましては、国等の支援制度を活用し、県等関係機関と連携を図りながら必要な支援に取り組むことが重要と考えております。

また、後継者の育成につきましては、県が設置す

る農業高校や農業大学校において実施されており、引き続き、県、市及びJA等関係機関が連携を図りながら、農業従事者の育成・確保を進めてまいります。

(2)若者や女性に選ばれる農業に向けて

①若者の就農意欲の向上について

【新規】



農業が若年層に選ばれる職業として広がるよう、小学生の段階から農業が職業選択の一つとして意識されるような食農教育の推進に努められるとともに、農業高校などの生徒や研修生などに対しては、農業者との交流の場を多く設けるなど、就農意欲向上に繋がる体制の構築をお願いします。

【回答】本市としては、スマート農業等の技術導入や経営の多角化等による「稼げる農業」の推進、企業的な経営、正社員登用や短時間・テレワークなど柔軟な働き方等を取り入れる農業経営体が増えることで、農業のイメージを変え、若者に選ばれる農業経営体が増えるものと考えております。

なお、令和7年度におきましては、滋賀県立農業大学校から5名、長浜農業高校から3名の方が、市内の経営体に就農されております。

また、独立経営を希望される若者の新規就農につきましては、必要な知識や技術の習得に向け、県及びJA等関係機関と連携を図りながら、必要な対応を進めてまいります。

(3)持続可能な農業に向けた仕組みづくり

⑤農地ニーズマッチングシステムの周知について

【新規】



地域計画から外れた集約しにくい田や、作り手のない集落内の小さな畑などについて、農業に興味を持つている方や家庭菜園を希望されている方とマッチングする仕組みづくりの検討をお願いしていましたが、当委員会でも実施することといたしましたので、市におかれましては、当農地ニーズマッチングシステムの積極的な周知にご協力いただきますようお願いいたします。

【回答】本市としては、本事業が農業振興地域内の農用地の利用を促進できる重要な取組であると認識しており、今後、窓口での相談のほか積極的に周知させていただきます。

⑥熱中症対策への支援について

【新規】

多くの作物は、その生育において夏場が「成長期」であると同時に「暑さ・乾燥への対策」が大切な時期になります。健康な作物の育成を促し、豊かな収穫に繋げるためには、夏場の農作業は非常に重要ですが、近年、猛暑により農作業中における熱中症が多発し、命に係わる状況になっています。このため、生産活動への影響を危惧し、全国的には、自治体独自で、農作業における熱中症対策への補助金制度を設けるなど対策が講じられています。

今後の持続可能な農業を見据え、安全に生産活動に従事できるよう、市におかれましては、独自の施策を講じられるようお願いいたします。



【回答】本市では、農作業中の熱中症対策は農業者の命に関わる重要な課題と認識しております。個別の補助金制度はございませんが、引き続き、関係機関と連携を図りながら、県の支援策や情報提供を通じて、農業現場での熱中症予防対策の普及啓発を図ってまいります。

今回は一部を抜粋しましたが、継続して市当局に提出している意見や、それに対する回答など、盛りだくさんの内容です。前のページに記載した、ホームページのQRコードから、ぜひ全文をご覧ください。



長浜ストロベリースタジオでいちごを作っている福永さん(就農2年目)にインタビューしました。

Q.農業を始めたきっかけは何ですか？

最初は、「いちごを作りたい!」という思いからでした。会社員時代から「自分で何かをやりたい」とずっと考えていて、いろいろ調べていました。そんなとき、滋賀県が【みおしずく】というブランドいちごを開発して、これから広げていくというニュースを見て、「自分もいちごを作りたい!」と思い、農業を始めました。

農業で生計を立てる上で、ある程度収益性を考えていました。いちごは単価も高く、老若男女問わず好きな方も多いです。しっかりビジネスとして生業にできると思い、挑戦しました。また、父親が高齢になり田んぼの管理が難しくなっていたため、田んぼを生かす方法としても、いちごは自分に合っていると感じました。

Q.いちごはどの品種を栽培していますか？

去年は3品種「よつぼし」「章姫」「みおしずく」を栽培していて、今年は4品種「よつぼし」「みおしずく」「ほしうらら」「スターナイト」を栽培しています。

この4品種は、自分が「おいしい」と自信を持って言える品種です。お客さまにも満足していただけていると思っています。

Q.大変だったことはありますか？

大変だったことは、イレギュラーなトラブルがあったことです。初年度に突発的な病害虫が発生してしまいました。病害虫は一度広がると、対応が後に回りやすく、終息させるのが難しいため、今年は事前に対策を進めています。

また、私は花粉症があるのですが、いちごの花粉も合わず、シーズン中は毎日薬を飲んでいました。栽培を始めるまで、いちごの花粉も合わないとは思わなかったです。

Q.農業をしていてうれしかったことは何ですか？

来てくださったお客さまに、「この間食べてすごくおいしかったので、また買いに来ました」と言っていたことが、一番うれしかったです。

やはり、お客さまに喜んでもらえることが一番のやりがいです。

Q.農業の先輩とのエピソードはありますか？

私は高いところが苦手です。ハウスを建てる時に、先輩方が高いところに登って作業を手伝って下さいました。ビニールはとても重くて……。感謝しかありません。

Q.今後の目標、展望はありますか？

まずは、トラブルを減らして、栽培を安定させること。そして、庭先や直売所などの、自分で値付けできる販売先の割合をできるだけ高めていきたいです。

また、ECサイトを活用して、発送できる環境の整備も進めていきたいです。

Q.これから農業を始めようとしている人へメッセージをお願いします。

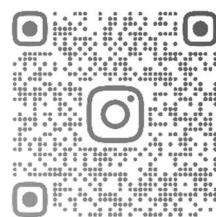
まずは、自分が興味のある作物を作っている農家さんに、直接話を聞きに行くことが一番だと思います。インターネットの情報は、一般的な内容が多いので、農家さんの生の声を聞くことをおすすめします。



農業委員と談笑する福永さん



▲長浜ストロベリースタジオ (永久寺町 892-1)



NAGAHAMA_STRAWBERRY_STUDIOS

▲Instagram (長浜ストロベリースタジオ)

県外研修をおこなって ―石川県と福井県に訪問―

長浜市農業委員会では、去る令和7年11月17日(月)と18日(火)に県外研修を行いました。

【1日目】石川県農林総合研究センター

(石川県金沢市才田町戊2951)



17日は、石川県農林総合研究センターを訪れました。同センターでは、石川県の風土に合った農業技術の研究をしています。石川県内では、米はコシヒカリをはじめ、ブランド米のひやくまん穀を出荷され、野菜、果実も熱心に研究されて生産者の力になっています。とりわけ石川県のブランド米「ひやくまん穀」は、育成に約10年を要した新しい品種であり、新品種の開発には長い年月と多くの労力が必要であることを改めて認識しました。

また、企業の先端技術を農業に導入し、農産物をできるだけ労力や費用をかけずに生産する方法や、食味や品質、収穫量を高めるための栽培技術の改良に取り組まれています。

稲作、畑作分野では、株式会社小松製作所と連携し、多機能ブルドーザによる水稻の効率的な生産とコスト低減に向けた技術を開発されました。

長浜市においても、こうした研究開発や現場実装に向けた連携は、農業振興に欠かせない重要な要素であると実感いたしました。特に、ブルドーザを活用した水稻の不耕起乾田V溝直播は、省力化と効率化の効果が見込まれ、担い手が限られる状況でも負担軽減につながります。経営規模の拡大も視野に、段階的な導入の可能性について、検討したいと考えています。

【2日目】有限会社 あわら農楽ファーム

(福井県あわら市山室72101)

特定非営利活動法人 ピアファーム

(福井県あわら市波松68-8712)



18日は、農福連携についての研修で、2か所の事業所を訪問しました。

有限会社あわら農楽ファームでは、人材をうまく活用し、年4回の草刈をして、ほ場を美しく保つておられると伺

いました。障がいのある利用者の方々も草刈作業に継続して取り組まれており、今では公園管理も任せられる

ほど草刈が上達したとのことです。現場では、大型農機の活用に加え、ドローンによる農薬散布などスマート農業も実践されており、その規模に圧倒されました。倉庫では、大型乾燥機や米袋、フレコンバッグに保管された米が並び、そのすばしさに驚くとともに、未来の農業をふつふつと感じました。



特定非営利活動法人ピアファームでは、観光ぶどう園「あわらベルジユ」を経営されており、その果物を農産物直売所で販売しておられます。果樹園での作業は、利用者の方々が担える工程が多く、特に

梨の栽培では、作業工程の約6割を担っているとの説明がありました。作った果物は自社で販売し、すべて売り切ると話しておられました。

それぞれタイプの異なる事業所で、利用者の方々が働きやすい環境を整え、日々努力しておられました。

これからの農業は、地域の支援と協力のもと、大きな視野をもって、就労支援に取り組み、利用者の方々が農業の担い手として活躍できる環境を整えていくことが大事だと思います。これからの私たちの課題です。

研修にご協力いただきました3か所の事業所の皆様には、貴重なお時間を割いていただき、ありがとうございました。

(事業企画運営委員会 委員)

農地を転用するときは農地法の許可が必要です！

ちょっと待って！！ その農地、無断で転用していませんか？

農地を転用するときは農地法の許可が必要です！

★農地を農地以外の用途に使用することを「農地転用」といいます。

★農地を以下の用地(例)等に転用する場合は、農地法に基づく許可が必要です。
なお、市街化区域の農地を転用する場合は、許可不要ですが転用の届出が必要です。

(例)○住宅を建てる ○資材置き場 ○露天駐車場 ○太陽光発電施設の設置
○農業用施設を建てる(条件により許可不要の場合があります。)

※一時的に利用する場合も転用になります。

★転用の許可方法は2種類あります。

○自分で所有している農地を、自分で転用する場合 (農地法第4条)

○第3者が農地を買う、または借りて転用する場合 (農地法第5条)

農地の無断転用は 農地法違反です！



許可を取らずに
転用してしまった・・・

手続きをせずに無断で農地転用すると、農地法違反となり、工事の中止や現状回復等の措置命令がなされる場合があります。これに従わない場合は、3年以下の懲役または300万円以下の罰金(法人は1億円以下の罰金)が科される場合があります。【農地法第64条、67条】



現状回復等の措置命令



厳しい罰則

農地の転用をする場合は、
必ず事前に確認・申請を！

まずは農業委員会に
相談してください！

長浜市農業委員会 TEL:0749-65-6549 FAX:0749-65-1602
E-mail:noui@city.nagahama.lg.jp

長浜市農地賃借料情報について

本情報は、農地法第52条の規定に基づき、農地の賃借料の情報を収集し、その平均額、最高額、最低額を賃借料の目安としていただけるよう、参考に示したものです。農業委員会で独自に決定しているものではありません。

なお、実勢の集計値のため拘束力はなく、賃借料は対象農地の状況（耕作の難易、土地の広さ、形状、水利条件等）に合わせ、当事者同士で十分協議して設定してください。

【田】地区別農地賃借料

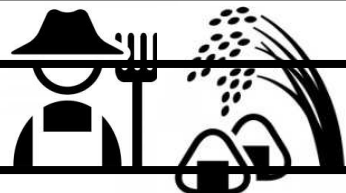
地区名	平均額 (昨年額)	最高額 (昨年額)	最低額 (昨年額)	データ数 (昨年数)	※参考R5～R7 累計平均額
長浜	9,908円 (9,193円)	12,000円 (10,000円)	3,000円 (2,700円)	312 (609)	9,309円
浅井	7,591円 (8,509円)	10,000円 (13,500円)	1,000円 (1,000円)	22 (213)	8,216円
びわ	10,395円 (9,487円)	12,000円 (12,000円)	2,850円 (3,000円)	355 (263)	9,939円
虎姫	9,750円 (10,000円)	10,000円 (10,000円)	9,500円 (10,000円)	4 (6)	9,894円
湖北	11,854円 (10,900円)	13,000円 (13,000円)	3,000円 (7,000円)	127 (30)	11,400円
高月	7,006円 (9,739円)	11,000円 (13,000円)	1,250円 (3,000円)	221 (97)	8,826円
木之本	6,297円 (7,416円)	10,000円 (10,000円)	3,000円 (2,500円)	37 (6)	7,599円
余呉	4,476円 (2,527円)	6,000円 (3,000円)	2,000円 (1,600円)	21 (22)	3,112円
西浅井	— 円 (— 円)	— 円 (— 円)	— 円 (— 円)	0 (0)	4,798円
市全域	8,832円 (9,111円)	13,000円 (13,500円)	1,000円 (1,000円)	1,174 (1,246)	8,984円

①サンプルとしたデータは、令和7年1月から令和7年12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料を集計したものです。（※平均額等の算出に際して、最高額と最低額に大きく乖離等がある地区は、最高額や最低額を除いています。）

②データ数は、集計に用いた筆数です。（※無償による農地の貸し借り【使用貸借】のデータは除いています。）

③平均額は、小数点以下を四捨五入し、1円単位で算出しています。

～農家のつばやき～



一昨年から『令和の米高騰騒動』として多く報道されているが、偏った報道に近い。近年、生産資材が大幅に高騰しているにもかかわらず、米価はほとんど変わらず、自然環境に左右されて2年連続で米生産は不作になった。さらに、国の政策にも収穫量の見誤りがあった旨が報道された。このため、米の集荷量確保で高騰した状況は昨年も続き、今に至っている。稲作農家(営農組合)は機械更新も含め、米価が上昇しても大変な経営に変わらない。

その上、また国の政策が相次いで変更されている。農業者および消費者の混乱は今も続いている!!

(事業企画運営委員会 委員)

売りたい・貸したい農地の情報を登録しませんか？

長浜市農業委員会では、【農業者の高齢化や担い手不足などにより農地の管理にお困りの方】の売払・貸付希望の農地情報を、【安心・安全な農産物の栽培や、生きがいの場づくり等のため農地を探しておられる方】に提供しています。農地情報を登録された後の流れは、下図のとおりです。

申請方法や、注意事項の詳細は、市ホームページをご確認ください。

【市ホームページ】 ●農地を売り(貸し)たい方は下図の①のQRコードから。

●農地を買い(借り)たい方は下図の③のQRコードから。



⚠️ 注意事項 ～あらかじめご了承ください～

- ※ 農地の購入、借地は、耕作目的で農地として利用される場合に限りです。
- ※ 現地確認の結果、貸付・売却希望の農地として掲載できない場合もあります。
- ※ 情報登録期間中に荒廃が進み、現況が山林・原野と判断された場合は、掲載ができなくなる場合もあります。
- ※ 農地を借りたい方にご案内はいたしますが、必ず耕作者が見つかるわけではありません。